

# 質 問 回 答 書

平成30年5月9日午前8時30分更新

入札番号	304060
案件名称	平成30年度秦野市議会映像配信・音響機器の賃貸借（長期継続契約）
質問回答①	質問 賃貸借料の支払サイクルは、月払いで、使用月の翌月末払いでよろしいでしょうか？
	回答 秦野市ホームページに掲載されている「物品概要書」8ページに記載のとおり、月額での契約となります。 賃借料については、賃貸借約款第5条により請求書を受理した日から30日以内にお支払いします。
質問回答②	質問 仕様書「8 賃貸借料」に「賃貸借終了後に・・・協議するものとする」とありますが、この協議とは再賃貸借をするのか、返却するのどちらかでしょうか？（無償譲渡は無いという意味です）
	回答 契約後、無償譲渡を受ける想定はしておりません。 なお、想定される協議事項として、 (1) 全ての物品を再リース契約とすること (2) 一部の耐用年数切れの機器以外を再リースとし、それ以外を新たにリース契約とすること があります。
質問回答③	質問 終了後の解体作業及び引取費用は含まないという認識でよろしいでしょうか？
	回答 本契約で導入する機器の撤去については、次契約で対応となります。